

## トットリズムサイト登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、次に掲げる目的のために必要な事項を定めるものとする。

- (1) 地域づくり活動及びボランティア活動など、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした非営利公益活動に関連する情報を収集し、インターネット等を通じて情報提供することにより、非営利公益活動の促進を図ることを目的とする「トットリズムサイト」（以下「サイト」という。）の設置及び運営
- (2) 鳥取県内でトットリズム県民運動に取り組む活動団体をトットリズム実践団体として登録し、各種情報の収集と発信を行うことにより、活動団体の活動意欲の向上や、主体的なネットワークづくりに資するとともに、地域力向上の機運醸成を図ることを目的とするトットリズム実践団体登録制度の実施
- (3) 鳥取県内でボランティア活動を行う団体とボランティアを希望する個人が登録し、団体は各種情報を提供し、個人はボランティア情報を得ることにより、マッチングを図ることを目的とするボランティア活動の活性化

### (管理者)

第2条 サイトの設置は、鳥取県が行い、管理及び運営は、鳥取県又は委託を受けた者（以下「システム管理者」という。）が行う。

### (活動団体)

第3条 活動団体とは、鳥取県内に事務所を有する又は主に鳥取県内で活動するNPO（民間非営利団体）やボランティア団体、自治会等の地域住民組織、企業など、自発的に非営利公益活動を行う営利を目的としない民間団体で、次の各号に該当しないものをいう。

- (1) 政治・宗教・選挙活動を目的としている場合
- (2) 暴力団又は暴力団員等の統制下にある場合
- (3) 公序良俗に反すると認められる場合
- (4) その他、システム管理者が不適當であると判断した場合

### (登録者)

第4条 登録者とは、本要綱を承認し、様式第1-1から第1-3までの申請書もしくはサイト内の登録フォームにより登録を行い、システム管理者が登録の承認をした個人もしくは活動団体をいう。

2 システム管理者は、次の事由がある場合には、登録の承認を行わない場合がある。

- (1) 第15条により、過去に登録を取り消された者から申込みがあった場合
- (2) 申込みの際に、虚偽の内容を登録した場合
- (3) 登録した者が実在しない場合
- (4) その他システム管理者が合理的事由により、登録者として認めることが不適當だと判断した場合

(登録者への支援)

第5条 システム管理者は、サイトに登録された活動団体（以下「登録団体」という。）に対し、その活動を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。ただし、これによって当該登録団体の活動に支障をきたす場合はこの限りでない。

- (1) 登録団体に関する情報をサイトに掲載、公開し、情報発信を行う。
- (2) 登録団体の申出があった場合、活動のPRを行う場の提供や、その団体の主催する行事等の情報発信を行う。
- (3) 県等が開催する講座やセミナー等、各種情報の配信を行う。
- (4) 県民や公的機関からの問い合わせに対し、知事が必要と認めるものについて登録事項を提供する。

2 システム管理者は、サイトに登録された個人（以下「登録個人」という。）に対し、その活動を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。ただし、これによって当該登録個人の活動に支障をきたす場合はこの限りでない。

- (1) 登録個人に関する情報をサイトに掲載、公開し、情報発信を行う。
- (2) 県等が開催する講座やセミナー等、各種情報の配信を行う。

(利用方法)

第6条 登録者は、自らが行う非営利公益活動に関する情報を登録し、非営利公益活動のために利用することができる。

2 登録者は、他の登録者が登録した情報を非営利公益活動のために利用することができる。

(遵守事項)

第7条 登録者は、サイトの利用にあたっては、この登録要綱、利用上の注意などの諸規定を遵守するものとする。

2 登録情報は、非営利公益活動のために提供されるものであり、登録者は、サイト利用の資格や権利を営業目的に利用したり、第三者に譲渡、貸与、名義変更などを行うことはできない。

(登録者の届出義務)

第8条 登録者は、団体名（氏名）、代表者名、住所、電話番号その他の登録情報に変更（マイページにおいて編集可能な情報を除く）があった場合、または登録を取り消す場合は、速やかにその旨をシステム管理者に届け出るものとする。ただし、登録者が届け出ることができない場合は、代理人により届け出ることができる。

(ID及びパスワードの交付と変更)

第9条 システム管理者は、登録者に対し、サイト内に登録する場合にはIDとパスワードを付与する。

ただし、様式第1-3により登録する場合には、IDとパスワードを付与しないものとする。

2 登録者は、自らIDを設定・変更することができる。

(ID等の管理)

第10条 登録者は、自己の責任においてID及びパスワードを管理するものとし、第三者の不正使用によりシステム管理者、他の登録者に損害を与えてはならない。

2 ID及びパスワードの使用上の過誤、第三者の不正使用等による損害の責任は登録者が負うものとし、システム管理者は一切責任を負わないものとする。

(登録者の責任)

第11条 登録者がサイトを利用して非営利公益活動を行った場合におけるトラブル、事故等については、その活動を行った当事者間で解決するものとする。

(ボランティア活動保険への加入)

第12条 登録者がサイトを通じてボランティア活動を行う場合は、ボランティア活動保険に加入することを推奨するものとする。

(メールマガジン等の利用)

第13条 登録者は、所定のフォームにメールアドレスや住所を登録することにより、非営利公益活動に関する情報等を掲載したメールマガジン等の配信を受けることができる。

2 登録者は、メールマガジン配信等の停止を希望する場合、または登録したメールアドレスが変更になった場合は、速やかにその旨をシステム管理者に届け出るものとする。

3 システム管理者は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めたときは、メールマガジン等の配信を解除できるものとする。

(1) メールアドレスや住所の誤りまたは廃止等により、配信したメールマガジン等が到達不能となったとき

(2) 第15条により、サイトの利用の停止または登録者の取り消しをしたとき

(3) その他、メールマガジン等の配信を継続することが不適當な事由があるとき

(情報の訂正等)

第14条 システム管理者は、登録者が登録した情報について、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録者に通知し内容の訂正を求めるものとする。ただし、登録者が内容の訂正に応じない場合は、システム管理者が削除することができる。

(1) 法令に反すると認められる場合

(2) 公序良俗に反すると認められる場合

(3) 犯罪的行為を誘発すると認められる場合

(4) 第三者に損害又は不利益を与えると認められる場合

(5) 政治・宗教・営利を目的とする利用を行っている場合

(6) 記載された内容が虚偽である場合

(7) その他、システム管理者が不適當であると判断した場合

(利用停止又は登録の取消し)

第15条 システム管理者は、登録者に次の事実があると判断した場合には、予告なしに当該登録者の登録した情報を削除し、若しくは当該登録者に対しサイトの利用の停止又は登録者の資格を取り消すことができる。

- (1) 入力されている情報を不正に改ざんした場合
- (2) 他の登録者のID又はパスワードを盗用した場合
- (3) サイトの運営を故意に妨害した場合
- (4) 第三者を誹謗中傷していると認められる場合
- (5) その他、システム管理者が、著しく不適當であると判断した場合

(公開情報)

第16条 サイト上に公開する情報は次のとおりとする。(様式第1-3により登録する場合を除く。)

- (1) 登録者
  - ① 氏名(希望した場合のみ)
  - ② ニックネーム
  - ③ ひとことPR(希望する活動)
  - ④ 住所(希望した場合、県名および市町村名のみ)
  - ⑤ 活動内容等(活動地域、活動分野、活動曜日、活動時間、活動歴、資格等、条件等、ボランティア活動保険への加入の有無)

(2) 登録団体

登録された情報のうち、担当者連絡先を除くすべての情報。ただし団体の住所、連絡先は希望した場合のみ公開。

(情報提供内容の変更又は停止)

第17条 システム管理者は、システム管理上必要と認められる場合は、提供する情報内容(メニュー)を変更または停止することができる。

2 システム保守の必要により、または天災その他システム管理者の責によらない事由により、システム管理者は登録者に通知することなくサイトの一部またはすべての提供を一時中断、遅延、停止することがある。これにより登録者に損害が発生したとしても、システム管理者は一切責任を負わない。

(個人情報の保護)

第18条 システム管理者は、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)等に基づき、登録者に対して利用目的をあらかじめ明らかにし、収集した個人情報は当該目的の範囲内で取り扱い、登録者の同意なく、その範囲を超えて利用してはならない。

2 個人情報の管理は、システム管理者が行い、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ利用者本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得る事が困難であるとき

3 サイト内での個人情報、次の目的で利用する。

- (1) 登録者用コンテンツおよびサービスの提供
- (2) メールマガジンの配信
- (3) 各種情報等の電子メール、ファクシミリまたは郵便等による提供
- (4) ボランティアコーディネート
- (5) その他業務遂行上必要が生じた場合の登録者への連絡

4 システム管理者は、個人情報を外部からの不正アクセスから守り、データの流出が発生しないよう厳重に管理するものとする。また、個人情報の取り扱いを含む業務を他者に委託する際は、委託業務遂行以外の目的で個人情報を利用せず、個人情報が漏えい・流出することのないよう、適切かつ厳重な取り扱いを委託先に義務付けるものとする。

(損害賠償)

第19条 システム管理者は、サイトの利用に関して生じた登録者のすべての損害に対し、いかなる責任も負わず、また一切の損害を賠償する義務がないものとする。

(知的財産権)

第20条 サイト及びその提供するサービスに含まれるコンテンツに対する著作権その他知的財産権は、システム管理者に帰属する。

2 登録者は、システム管理者の承諾がある場合を除き、サイトを通じて入手した情報を複製し、販売し、出版し、送信し、その他登録者としての利用以外の目的で利用することはできない。

(システム不全)

第21条 サイトのサーバー不具合、サービス停止等のシステム不全が生じた場合は、システム管理者が処理にあたるものとする。

(登録要綱の変更)

第22条 システム管理者は、登録者の事前の同意を得ることなく、この要綱の一部もしくは全てを変更することがある。この要綱を変更したときは、システム管理者は登録者に対し適宜定める方法により、その内容を公表するものとする。

2 変更同意できない登録者は、所定の手続きにより登録の抹消ができる。ただし、変更の公表後にサイトを利用した登録者ならびに公表日から一週間以内に取り消し手続きを取らなかった登録者は、当該変更を承諾したものとみなす。

(準拠法および専属的合意管轄)

第23条 この要綱に関する準拠法は、日本国内法とする。登録者とシステム管理者の間で訴訟の必要が生じた場合、鳥取地方裁判所を登録者とシステム管理者の第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本要綱は、平成25年1月30日から実施する。

附則

本要綱は、平成26年3月14日から実施する。

附則

この要綱は、平成26年6月27日から施行する。

附則

本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

FAXの場合:0857-26-8196

郵送の場合:〒680-8570 鳥取市東町1-220 鳥取県参画協働課

電子メールの場合:sankaku-kyoudo@pref.tottori.jp

## 基本情報

ふりがな		公開 します	ふりがな		HP公開 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
団体名			代表者名		
事務所の 所在地・ 連絡先	住所(〒 - )				HP公開 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	TEL:	FAX:			
	Eメールアドレス:	団体ホームページ(ブログ)アドレス:			
ブログの RSS					非公開 とします
連絡先 (別途連絡 担当がある 場合)	住所(〒 - )				非公開 とします
	氏名(ふりがな):		FAX:		
	TEL:		Eメールアドレス:		
ご希望のID	(半角英数字6文字以上10文字以内)	パスワード	(半角英数字6文字以上10文字以内)		
団体の種類	該当するものの□印にレ点をつけてください。 <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人(NPO法人) <input type="checkbox"/> ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 住民主体の実行委員会 <input type="checkbox"/> 自治会 <input type="checkbox"/> 老人クラブ <input type="checkbox"/> 婦人会 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> その他				公開 します
設立目的 (規約等に記 載の目的)					公開 します
設立年月日		公開 します	団体人数	人	公開 します
主な 活動内容					公開 します
活動内容					
主な 活動地域	主たる地域に○をしてください。(最大3つまで)				公開 します
	01 鳥取市	02 岩美町	03 若桜町	04 智頭町	
	05 八頭町	06 倉吉市	07 三朝町	08 湯梨浜町	
	09 琴浦町	10 北栄町	11 米子市	12 境港市	
	13 日吉津村	14 大山町	15 南部町	16 伯耆町	
	17 日南町	18 日野町	19 江府町		
活動分野	主たる活動分野1つに◎を、従たる活動分野最大2つに○をしてください。				公開 します
	01 保健、医療又は福祉の増進	02 社会教育の推進			
	03 まちづくりの推進	04 観光の振興			
	05 農村漁村又は中山間地域の振興	06 学術、文化、芸術又はスポーツの振興			
	07 環境の保全	08 災害救援			
	09 地域安全	10 人権の擁護又は平和の推進			
	11 国際協力	12 男女共同参画社会の形成の促進			
	13 子どもの健全育成	14 情報化社会の発展			
	15 科学技術の振興	16 経済活動の活性化			
	17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充	18 消費者の保護			
	19 団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助				
	20 その他( )				

裏面もご記入ください。

ボランティア活動に関する情報		
ボランティア団体	ボランティア活動団体として <input type="checkbox"/> 登録する <input type="checkbox"/> 登録しない (「1 登録する」を選ぶと、「ボランティア活動可能な団体」として トットリズムサイト内のボランティア総合情報サイトに登録されま す)	公開 します
※以下のボランティアに係る項目は、上記設問で「登録する」と回答された団体のみお答え下さい。		
活動分野	主たる活動分野最大3つに○をしてください。 01 福祉・子育て・医療 02 文化・教育・スポーツ・交流・まちづくり 03 生活・環境・防災・安全 04 経済・雇用 05 その他	公開 します
活動日時	(曜日、時間等)	公開 します
その他		
助成金情報メール	トットリズムサイトでは、各種団体様から助成金等の情報をいただき、定期的に配信しています。この県からの助成金情報等のメール配信を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	非公開 とします
ボランティア情報配信メール	トットリズムサイトでは、ご登録いただいたボランティア活動分野に合致するボランティア募集情報が登録された際にメールを配信しています。この県からのボランティア情報のメール配信を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	非公開 とします
各種案内文書	トットリズムサイトでは、地域づくり、ボランティア活動等に係る各種のご案内等をご希望の団体様に送付しています。この県からの各種案内等文書の送付を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	非公開 とします

※ 例示のあるものは、該当する所の口にし点をつけ、( )には内容を記入してください。

鳥取県知事 様

- トットリズムサイト登録要綱を承認する
- 政治、宗教、選挙活動を目的とする団体ではない
- 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体ではない
- その他公序良俗に反する等、トットリズムサイト登録要綱に反する活動を行った場合、トットリズム実践団体の登録を削除されることに同意する

当団体は、上記4点を確認の上、登録を申し込みます。

平成 年 月 日

署名： 代表者 \_\_\_\_\_

㊟



## トットリズムサイト「ボランとり」登録申込書

- (1) 例示のあるものは、該当する所の□にレ点をつけ、枠内に内容を記入してください。  
「ご希望のID」と「パスワード」は、サイト上の「マイページ」作成に使用します。登録後は情報の編集が可能です。
- (2) 個人情報(基本情報)は原則HPに公開されませんが、活動条件はHPに公開されますのでご承知おきください。
- (3) 記入いただいた個人情報はトットリズムサイト・ボランティア総合情報サイトの事務手続きのみに使用し、他の目的では利用はしません。

※項目内の■は必須項目です

基本情報 (記載してください→氏名(もしくはニックネーム)、ひとことPRのみHP公開されます)			
(ふりがな) ■お名前		■性別	男・女 HPではニックネームでも登録可能です
		→ニックネームでの登録	
ご希望のID	(半角英数6~10字、なければローマ字氏名)	パスワード	(半角英数6~10字、なければローマ字氏名)
■連絡先	(〒            -            )		
■住所	郵送での情報配信をご希望の方□		
■電話			
ファクシミリ	ファクシミリでの情報配信をご希望の方□		
電子メール	電子メールでの情報配信をご希望の方□		
■生年月日	年	月	日
ひとことPR			
活動条件 (自由に記載してください→HPに公開されます)			
■主な活動地域	主な活動地域に○をしてください。 01 鳥取県東部            02 鳥取県中部            03 鳥取県西部            04 県外		
■活動分野	主な活動分野を最大3つ選択してください。 01 福祉・子育て・医療            02 文化・教育・スポーツ・交流・まちづくり 03 生活・環境・防災・安全            04 経済・雇用            05 その他		
活動条件	(活動を希望する曜日、時間、条件等を自由に記載してください)		
活動歴			
希望する情報(選んでください)			
県からの 助成金情報を	希望します□		
県からの ボランティア情報を	希望します□		

### □以下の条件に同意します

- ・トットリズムサイト登録要綱を承認します。(http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/513861/youkou.pdf)
- トットリズムサイト登録要綱について、郵送での送付を希望します□
- ・政治、宗教、選挙活動を目的としません。
- ・暴力団又は暴力団員等の統制下にありません。
- ・その他公序良俗に反する等、トットリズムサイト登録要綱に反する活動を行った場合、トットリズムサイトへの登録を削除されることに同意します。

## トットリズムサイト「ボランとり」登録申込書

- (1) 例示のあるものは、該当する所の□にレ点をつけ、枠内に内容を記入してください。
- (2) 個人情報はトットリズムサイトに掲載されませんのでご了解ください。
- (3) 記入いただいた個人情報はトットリズムサイト・ボランティア総合情報サイトの事務手続きのみに使用し、他の目的では利用はしません。

### 以下の条件に同意します

- ・トットリズムサイト登録要綱を承認します  
(<http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/513861/youkou.pdf>)  
トットリズムサイト登録要綱について、郵送での送付を希望します
- ・政治、宗教、選挙活動を目的としません
- ・暴力団又は暴力団員等の統制下にはありません
- ・その他公序良俗に反する等、トットリズムサイト登録要綱に反する活動を行った場合、トットリズムサイトへの登録を削除されることに同意します。

### 県からのボランティア情報を希望します

- 郵送での送付を希望します
- ファクシミリでの情報発信を希望します
- 電子メールでの情報発信を希望します

### 活動条件 (選んでください)

活動分野	主な活動分野を最大3つに○をつけてください。				
	01 福祉・子育て・医療	02 文化・教育・スポーツ・交流・まちづくり			
	03 生活・環境・防災・安全	04 経済・雇用	05 その他		

### 基本情報 (記載してください)

(ふりがな)	
お名前	
連絡先	(〒          )
住所	
電話	
ファクシミリ (空欄可)	ファクシミリでの情報配信を希望される場合必要です
電子メール (空欄可)	電子メールでの情報配信を希望される場合必要です
生年月日	年          月          日